

【 木、枝、草等の搬入条件について 】

種類	分類	受け入れ基準	備考
草、葉	可燃ごみ	つる状のものは長さ 1m以下に切る (業者：1日5回、車両は2t車まで)	草についている土は可能な限り落とす
枝、竹、篠(太さ 10 cm以下)	可燃ごみ	長さ 1m以下にする	枝先等、広がった部分が 25 cmを超える場合は、枝木を落とし 25 cm以下にする(イラストのとおり)
枝、竹、篠(太さ 10 cm～25 cm)	粗大ごみ	長さ 1m以下、直径 25 cm以下にする 直径 25 cmを超えるものは割木する(下図のとおり)	枝先等、広がった部分が 25 cmを超える場合は、枝木を落とし 25 cm以下にする(イラストのとおり)
幹	粗大ごみ	直径 25 cmを超えるものは割木する(下図のとおり)	
根	粗大ごみ	長さ 1m以下、土は可能な限り落とす	
シュロの木	粗大ごみ	長さ 1m以下、直径は毛茛 ^{もうほう} を含めて 25 cm以下にする	枝先等、広がった部分が 25 cmを超える場合は、枝木を落とし 25 cm以下にする(イラストのとおり)

※可燃ごみと粗大ごみの受入場所が異なるため、分別もしくは、別々の持ち込みをお願いします。

【 木の長さ・太さ、割木の仕方 】

